

武蔵村山市オープンデータ推進に関する基本方針

1 本方針の目的

本方針は、国が策定した「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）及び「東京都オープンデータ推進庁内ガイドライン」（平成29年3月24日改定）等を踏まえ、本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び具体的な取組の方向性について示すものである。

2 オープンデータの定義

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開するデータである。

3 オープンデータ推進の意義

(1) 協働促進による市民サービスの向上及び地域課題の解決

市民や企業等とオープンデータを共有することにより、官民協働で地域の課題解決に当たることができる。

(2) 新産業の創出及び地域経済の活性化

オープンデータを産業活動の様々な分野で活用することにより、新たなサービス及びビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化に寄与する。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上及び効率化

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、本市の施策の分析及び評価を行うことが可能になり、市政の透明性及び信頼性を高めることができる。

また、各部等の施策推進においてデータ分析等を行うことで、業務の高度化及び効率化を図る。

4 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 各部等が保有するデータは、積極的に公開する。

(2) 取組可能なデータから速やかにオープンデータとして公開するなど効率的に推進し、実績を蓄積する。

(3) オープンデータは、原則として機械判読可能な形式で公開する。

(4) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進する。

5 推進体制

オープンデータは、武蔵村山市情報化推進委員会の検討結果を踏まえ、全庁的な体制によって推進する。

6 オープンデータ化の対象となるデータ

各部等が保有する情報のうち、市ホームページ等のウェブサイトに掲載し公開・公表しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、法令又は条例等による制約があるもの及び本市が著作権を有しない等の具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報は、オープンデータ化の対象外とする。また、個人情報などの武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号に規定する非開示情報はオープンデータ化の対象外とする。

7 オープンデータの利用ルールと著作権意思表示

(1) 二次利用のための必要な情報の表示

二次利用が可能であることをわかりやすく表示するため、オープンデータとして公開するデータは「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」*を使用することとし、制約がある場合はその内容を明示するなど、当該データの活用条件を表示する。

(2) 第三者が著作権その他権利を有する情報を含むデータの取扱い

外部に委託した業務の成果物、市民・事業者から提供された情報等、第三者が著作権その他権利を有する情報が含まれる場合は、当該データの二次利用が可能となるよう、データの収集、委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

8 オープンデータの公開場所

オープンデータは、市ホームページ上のオープンデータカタログページ*で公開する。

9 オープンデータの形式

公開するデータについては、原則として特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式（CSV*等）とする。

ただし、オープンデータ拡充を第一とするため、当分の間は従来のデータ形式による公開を妨げず、順次機械判読が容易な形式に変換する。

10 オープンデータの維持管理

(1) データの信頼性の確保や改ざんリスクへの対応

公開されているオープンデータについて、適切なセキュリティ対策及び改ざん対策を実施する。

(2) データの鮮度の維持と更新情報の通知

迅速な公開又は鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに公開するとともに、適時適切な更新を行う。また、データの時点、作成日時、更新の終期等の開示、更新情報の通知を速やかに行う。

1.1 オープンデータ利用上の禁止事項及び免責事項の表示

データを利用する市民や企業等に対し、市ホームページ上で利用方法を案内するとともに、禁止事項及び免責事項についても併せて記載する。記載する内容は以下のとおりとする。

(1) 注意事項

ア 公序良俗に違反し、著作権、プライバシー権、肖像権等第三者の権利を侵害しないこと。

イ 不法行為及び公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2) 免責事項

ア 市は掲載データの正確性の確保に努めるが、その正確性を保証するものではない。

イ 掲載データは本市の情報の一部であり、全てを網羅するものではない。また、掲載データは、継続的な提供を保証するものではない。

ウ 掲載データの利用により、データを利用した当該者又はデータ加工若しくは二次利用した結果を利用した第三者に損害が生じた場合において、本市は、理由の如何を問わず、一切の責任を負わない。(自己責任の範囲での利用)

エ 掲載データの情報は、掲載時点におけるデータである。事前予告なく名称や内容等の改変や削除、データの掲載中止を行う可能性がある。

1.2 利活用推進のための取組

市民や企業等から、オープンデータカタログページ上に掲載されていないデータについてオープンデータ化を求められたときは、当該データを保有する所管課において、当該データの保有の有無及び提供可能かを判断し、対応を決定する。

1.3 本方針の見直し

本方針の内容は、今後の技術動向や地域情勢の変化及び国の動向を踏まえ、必要があると認めた場合、見直すものとする。

用語集

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

作者が自らの著作物について、他者にどのような条件で利用を許可するかを示すライセンス。国際的に利用されているもので、利用制限のレベルに応じて6種類に分類されている。

オープンデータカタログページ

オープンデータ化したデータを集約して公開しているウェブ上の場所（ページ）。このページを作成することで、一元的に閲覧及び検索することが可能になる。

CSV

データ形式の一種。Comma Separated Values の略。個々のデータをカンマ区切りで表したもの。テキストファイル（文字のみで構成されたデータファイル）であるため、特定のアプリケーションに依存せず、互換性が高い。